

反対討論 吉永民治議員

陳情第2号「永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書」に反対の立場で討論に参加する。この陳情書は平成22年7月3日の豪雨災害における被害に対し環境保全協定書9条に基づきゴルフ場建設事業者と霧島市の責任を問うべきであるとし損害賠償補償交渉のテーブルにつくよう求めたものである。この災害については国、県は時間最大雨量126ミリと過去最大雨量を記録し、午前零時から6時までの雨量は324ミリと、まれに見る集中豪雨により近隣市に於いても相当の被害があったことを考慮し、激甚災害と指定し既に災害復旧も一部を残し、工事を終えている。この陳情2号を採択することは陳情書にあるゴルフ場建設に伴う防災施設不備を起因とする人災であるという主張を認めることになる。この災害はまれに見る豪雨によるものであり、防災施設不備を起因とする災害と特定できない自然災害であるとする国、県の激甚災害査定を覆すものである。その経過として災害復旧に要した費用、補助金返納を考慮しなければならない事態も想定される。そのような事態に立ち至ることは、県はもとより霧島市にとって大きな負担となりかねないので避けるべきである。次に12月21日の建設水道常任委員会において陳情者は陳述の中で災害復旧費1億4,200万円については補償交渉の対象としない、米の未収穫分6,433,000円と農地災害復旧費324,000円、合計6,757,000円に限定した補償交渉とする旨述べ、平成23年2月9日に提出以来主張してきた陳情趣旨の訂正の発言をした。このことは陳情書の趣旨変更であり、取り下げに相当するものである。よって審査採決になじまないものとする。以上の理由により、本陳情2号に反対する。議員諸兄の理解と公正なる判断を願う。

賛成討論 前川原正人議員

陳情第2号「永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書」に賛成の立場で討論に参加する。本陳情は平成23年2月9日に提出され平成22年7月3日に発生した霧島永水地区への被害に宮迫水利組合など6つの水利組合がゴルフ場建設業者(株)キリシマと旧霧島町が締結をしている環境保全協定書第9条に基づく補償交渉を行うよう霧島市を指導することを求めている内容である。これまで所管の委員会、三者協議、ひいては県議会の現地調査も行われてきた経過もある。これらの調査から見てきたものは開発業者が開発に当たって最優先して完成させることが義務付けられている防災施設である調整池が未完成であったことを一因として大量の土砂が流出した可能性も否定できないことである。防災施設の早期完成は地域で生活する皆さんの切なる願いであるが、開発業者は今年10月29日の始良・伊佐地域振興局への回答で防災施設である調整池の完成は困難であることも明らかになっている。一方、鹿児島県は今年11月28日付けの鹿児島県知事名の通知で「平成5年3月1日付けで林地開発許可を受けたゴルフ場について調整池の早期完成や土砂流出防止の徹底について繰り返し指導してきたが、度重なる工期延長により調整池は完成に至っておらず、降雨による侵食や、土砂流出も完全には防止できていない状況にある、特に調整池は防災上重要であることからA、B、D調整池では平成24年5月末までに土砂の全面排除を行うことにより計画容量を確保するとともに、調整池の早期完成に向けて必要な工事を進め、造成地の土砂流出防止対策についても計画的に実施されたい」との通知を出している。このような県当局の措置は開発業者にも責任があったことを裏付けると同時に本市の建設水道常任委員会でも社長自ら「責任の一端はある、補償交渉に応じる準備はある」と明言し、今年3月の建設水道常任委員会の審査でも事業者は調整池の不備を認めている。また、社長自身も霧島市に補償交渉について調整して欲しい旨の申し入れをしている経過がある。旧霧島町と開発業者で締結した環境保全協定書の9条では「調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因すると推定される場合には、誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」という内容である。本陳情者は補償交渉を行うよう霧島市行政に指導を求めることとしており、環境保全協定書を遵守する上からも当然の要求であり、採択すべきである。本陳情書に賛成の意を述べた。

平成23年12月21日の建設水道常任委員会では5：2で採択された。

平成23年12月27日の本会議で、採決の結果 採択賛成：14 反対18で不採択となった